

(参考資料)

業 務 委 託 契 約 書 (案)

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、地域運営組織推進コーディネーター設置業務について次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委 託 業 務 名：地域運営組織推進コーディネーター設置業務

委託業務内容：「地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(委託期間)

第2条 委託期間は、契約の日から令和8年3月20日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

(契約保証金) ※免除する場合

第4条 甲は乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙はこの契約書に基づき、別紙仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(権利業務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務と実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は甲乙協議して定める。

(履行延滞の場合における延滞金)

第10条 乙の責めに帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

(著作権等の取扱い)

第11条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(実績報告等)

第12条 乙は、委託業務完了後速やかに委託業務完了届、委託実績報告書を甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条の委託業務完了届等を受理したときは、遅滞なく報告内容について検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、甲が本委託業務の実施に伴い必要があると認めたときは、乙は、概算払の請求をすることができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了することができないと認めたとき

(2) 乙の責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき

(3) 第3項に規定する事由によらないで、契約解除の申出をしたとき

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、業務の既済部分の引渡しを乙に請求できるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相応する委託金額を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第17条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（関係書類の整備）

第19条 乙は、この委託業務に係る経理を明らかにした帳票類及び事業の実施状況に関する関係書類を整備し、事業の完了する日が属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（契約に要する費用の負担）

第20条 この契約の締結に要する費用の負担は、乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第21条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（信義則）

第22条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第23条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、秋田県財務規則の定めるところによるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健太

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個

個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（教育の実施等）

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（1）再委託を行う業務の内容

（2）再委託で取り扱う個人情報

（3）再委託の期間

（4）再委託が必要な理由

（5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

（6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

（7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容

(8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

- 第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等

を策定すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第 12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受け
る場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出
しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場
所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場
所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特
定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以
下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方
法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名
札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パ
ソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコ
ン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持
ち込んで使用してはならない。

9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第 13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第 14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第 7 に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第 17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は

一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第 18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。